

調達管理番号・案件名

26a00076\_ヨルダン国投資促進アドバイザー(官民合同委員会)

質問と回答は以下のとおりです。

2026年4月20日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	10	先行業務について	「本業務は、ヨルダン国投資促進アドバイザーの追加活動(これまでの活動でヨルダンの投資環境の現状と課題分析、活動方針の提案等を実施)である。」とあります。先行業務は、「【公募案件】(新規)ヨルダン 個別専門家 投資促進」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、先行業務に従事した個別専門家は、当公示への参加資格はありません。
2	10	先行業務で実施済みの活動について	「本業務は、ヨルダン国投資促進アドバイザーの追加活動(これまでの活動でヨルダンの投資環境の現状と課題分析、活動方針の提案等を実施)である。本業務では、投資環境上の課題の解決に向けた整理及び進捗管理を行うとともに～」とあることから、投資環境の課題の解決に向けた整理・進捗管理は先行活動のフォローアップ活動にあたりと解しますが、その理解でよろしいでしょうか。配布資料、公開資料には、実施済みの活動に係る資料が含まれておりませんが、業務開始後に共有いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本業務は先行業務のフォローアップの位置付けではなく、日本・ヨルダンの新たなイニシアチブを支援する位置付けとなります。 先行活動の状況については、契約締結後に関連資料の提供・説明をさせていただきます。
3	10	官民合同委員会の目的	「日本企業向けに投資関連情報を提供することを目的とした日・ヨルダンの二国間による官民合同委員会を開催・運営するための事務局として業務を実施する。」とあります。官民合同委員会の目的は記載のとおり「日本企業向けの投資関連情報の提供」であり、必要に応じてヨルダン側の要望も踏まえつつも、日本企業側にとって優先度・関心の高い事項について扱う委員会であるとの理解でよろしいでしょうか。また、これらの点についてヨルダン側と合意形成がなされているものとの理解でよろしいでしょうか。	官民合同委員会は、日本企業向けに投資関連情報を提供し、日・ヨルダン両国間のビジネス連携を促進することを主たる目的としています。 他方で、具体的にどの課題やテーマを優先的に扱うかについては、必ずしも事前に詳細まで合意されているわけではなく、日本企業側の関心やニーズを踏まえつつ、ヨルダン側関係機関と協議を重ねながら整理・形成していくことを想定しています。こうした議題形成や論点整理を行う点についても、日本側事務局として重要な役割を担うことが期待されています。
4	10	作業部会および合同委員会の開催予定時期	現時点で想定されている合同委員会および作業部会の開催予定時期があればご教示ください。	現時点で、合同委員会および作業部会の具体的な開催時期について確定したスケジュールはございません。 (最短で6月頃を想定しておりますが、関係者と協議の上、現地情勢も踏まえての決定となります)
5	11	本業務の事務局機能の範囲	本業務で求められているのは日本側の事務局機能(のみ)であり、①ヨルダン側の事務局機能はヨルダン側により自立的に設置・運営されるもので、②提案が求められる事項についても日本側の事務局機能についてのみであると解しましたが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。但し、ヨルダン側の事務局機能はヨルダン側関係機関が担うことを想定していますが、現時点でその体制や運営方法が十分に確立されているとは限らないため、日本側事務局として必要に応じて調整・補完的な役割を果たすことも想定されます。
6	12	1-4:日・ヨルダン官民合同委員会の開催	2回の準備会合と官民合同委員会のタイミング、その間の間隔の想定があればご教示ください。	第1回の会合の開催時期に寄りますが、現状で合同委員会は年1回、作業部会は四半期ごとに開催を想定しております。

7	12	活動1-5	<p>合同委員会の目的が日本側の要望や解決すべき課題に対応することであるならば、同委員会で合意される投資環境に関する課題の解決に向けた取り組みの大部分は、ヨルダン側の取り組み事項となるように思われます。ヨルダン側の実施事項についての実施状況や進捗状況の発表はヨルダン側が行い、日本側が行うべき取り組みに係る発表(および日本側が持つ要望に係る発表)については日本側が行う、との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>合同委員会や作業部会において合意される取組については、ヨルダン側が主体的に対応する事項と、日本側が主体的に対応する事項の双方が含まれることを想定しています。発表や説明の役割分担についても、必ずしも固定的ではなく、内容や案件に応じて双方で調整することとなります。日本側事務局は、進捗状況の整理や論点の可視化等を通じて、会合全体が実質的な議論・フォローアップに繋がるよう支援する役割を担います。</p>
8	22	2)渡航回数の目途	<p>中東情勢が見通しにくい状況にあります。現時点ではヨルダンへの業務渡航は可能でしょうか？また、6月からの業務開始及び渡航可能のご想定でしょうか？</p> <p>また、業務渡航が禁止となった場合は、延長を想定するのか、オンラインでの開始を想定するのか、ご想定をご教示ください。</p>	<p>現時点の安全管理措置においては、ヨルダンへ業務渡航はできません。また、6月からの業務渡航については安全管理措置が変更され、業務渡航が再開されていけば渡航可能です。</p> <p>6月までに再開されない場合の対応につきましては、渡航時期を遅らせていただくことが考えられますが、。受注者様と相談し、その時の状況を総合的に判断して決定いたします。</p>
9	23	安全管理	<p>ヨルダン在住の邦人専門家を配置する場合についてお尋ねします。仮に貴機構関係者に対する国外退避指示が出された場合、在ヨルダンの邦人専門家も退避に従う対象となりますでしょうか。</p>	<p>ヨルダン在住の邦人専門家を配置する場合は、その方がJICA専門家の業務に従事している期間は原則としてJICA関係者の国外退避指示の対象となります。なお、人道的理由により特例を認める場合がありますので、退避が必要になる場合は事務所とご調整いただくこととなります。</p>

以上